

面会交流支援事業のご利用について

面会交流は、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的または継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心が育まれ、子どもにとって健やかな成長につながります。

面会交流の取り決めをしても、具体的にどのように進めていけばよいかわからない場合や、相手と直接会うのが難しい場合などに、付き添い等の支援を行います。

費用は無料です。原則、月1回、1年間ご利用いただけます。利用には収入（所得）等一定の要件があります。



1 支援対象者

○15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のいる方

○子どもと同居されている親については、県内に住所を有していること

子どもと同居されていない親については、必ずしも県内に住所を有することは要しませんが、本交流支援事業において、県内で行う面談や実際の交流に来ていただくことができる必要があります。

○子どもと同居されている親、同居されていない親双方が以下の条件を満たすこと

- ・父と母のいずれかが児童扶養手当受給者もしくは児童扶養手当受給相当の所得水準にあること。
- ・面会交流に関する双方の取り決め（家裁等の調停調書や審判書、公正証書等）があり、双方ともに面会交流援助の意思を持ち合意していること。

○子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと。

○過去に本事業を利用していないこと。

2 受付窓口

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ 058-268-2569（月～土曜日9時から17時）祝祭日、年末年始を除く

3 費用等

面会交流の支援を受ける費用は無料です。

※事前相談や面会交流に要する交通費や、面会交流にかかる費用など、実費相当については、ご自身で負担いただきます。

4 支援の流れ

① 申込み

面会交流支援の申し込みは、お子さんと同居されている親、同居されていない親のいずれからでも可能です。

② 収入等の資格確認

児童扶養手当または児童扶養手当受給相当の年収があるか等の資格確認を行います。

③ 事前面接

同居親・別居親それぞれの親さんごとに、面接により状況の聞き取りを行います。

④ 合意形成確認

面会交流のルールをご説明し、双方の合意形成を確認します。

⑤ 実施方法の調整

面会交流の日時や場所など、実施方法を調整します。

⑥ 当日の支援

連絡調整や受渡し、付き添いなど、当日までの支援を行います。

5 必要な書類

○お子さんと同居されている親

- ・県内に住所を有し、児童扶養手当受給者相当の収入であることがわかる書類

○お子さんと同居されていない親

- ・児童扶養手当受給者相当の収入であることがわかる書類

※父と母のいずれかが児童扶養手当受給者もしくは児童扶養手当受給相当の所得水準にあること。

※収入については、児童扶養手当受給者証、課税証明書、確定申告書、源泉徴収票等により確認します。